新潟県条例第9号

新潟県県税条例及び新潟県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例 (新潟県県税条例の一部改正)

第1条 新潟県県税条例(平成18年新潟県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
(権限の委任)	(権限の委任)
第6条 知事は、次に掲げる事項を県税の課税地を	第6条 知事は、次に掲げる事項を県税の課税地を
所管する地域振興局長に委任するものとする。た	所管する地域振興局長に委任するものとする。た
だし、次項に規定する事項及び別に知事が定める	だし、次項に規定する事項及び別に知事が定める
事項については、この限りでない。	事項については、この限りでない。
(1) • (2) (略)	(1) • (2) (略)
(3) 犯則事件の調査及び処分に関する事項	
2~5 (略)	2~5 (略)

(新潟県産業廃棄物税条例の一部改正)

第2条 新潟県産業廃棄物税条例(平成15年新潟県条例第85号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(賦課徴収等)	(<u>賦課徴収</u>)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 産業廃棄物税は、地方税法施行令(昭和25年政	
令第245号) 第6条の22の4第6号の規定による条	
例で指定する法定外目的税とする。	
(税率等)	(税率等)
第6条 (略)	第6条 (略)
2 産業廃棄物税は、地方税法施行令第6条の17第	2 産業廃棄物税は、地方税法施行令 (昭和25年政
2項第9号の規定による条例で指定する法定外目	<u>令第245号)</u> 第6条の17第2項第9号の規定による
的税とする。	条例で指定する法定外目的税とする。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。